

JASSO 海外留学支援制度（協定派遣）「奨学金」及び「渡航支援金」

受給候補者の家計状況申告について【短期留学】

名古屋大学 教育推進部 学生交流課

（独）日本学生支援機構（JASSO）が実施する海外留学支援制度（協定派遣）では、経済的な理由により、自費のみでの採択プログラムへの参加が困難な者に対して、留学に係る費用の一部を「奨学金」として給付します。また、「奨学金」受給者のうち、経済的に困窮した留学希望者に対し、渡航費等に必要な経費として「渡航支援金」を「奨学金」と併せて給付します。いずれも返済は不要です。

「JASSO 奨学金」は、JASSO が実施する 2022 年度第二種奨学金在学採用の家計基準に合致する者から優先的に支援の対象としますので、JASSO 海外留学支援制度（本制度）の支援を希望する場合は、下記の書類により家計状況の申告をお願いします。

「JASSO 渡航支援金」を併せて希望する場合は、所得証明書類も提出してください。

<受給可能な組み合わせ>

- (1) JASSO 奨学金のみ
- (2) JASSO 奨学金+JASSO 渡航支援金

<支給金額>

JASSO 奨学金（31 日ごとに 6～10 万円（渡航先ごとに異なる））

JASSO 渡航支援金（一律 32 万円）

= 渡航支援金 =
まずは相談してください

※提出書類※（提出先は末尾の提出先を参照）

<全員>

- ・家計基準適格性判定表（印刷すること）※学部生用と大学院生用があります
- ・通帳またはキャッシュカードの写し（メール添付、紙による提出どちらでも可）

<JASSO 渡航支援金の希望者のうち、父母等に扶養されている場合>

- ・父母等の **2021 年**の所得証明書類（写し可）
- ・家族構成申告書（要署名・捺印）（様式 R-3）

<JASSO 渡航支援金の希望者のうち、学生本人が独立生計者の場合>

- ・学生（及び配偶者）の所得証明書類（写し可）
- ・学生（及び配偶者）の住民票（写し可）
- ・学生（及び配偶者）の父母等の住民票（写し可）
- ・独立生計者収入・支出確認書（要署名）（様式 R-2）

※注意事項※

- ・「奨学金」の受給を希望しない場合は、「家計基準適格性判定表」下欄にある「受給を希望しない」に☑を入れ、氏名等を記入・押印し提出してください。その場合、家計基

準適格性判定表の家計状況（人数・金額等）の入力は不要です。

- ・申告の対象は **2021年**の所得金額です。
- ・「家計基準適格性判定表判定表」の**第二種奨学金家計基準適格性の欄が「基準外」の方でも、本制度の支援を受けることができますが、上述のとおり、JASSOが実施する2022年度第二種奨学金在学採用の家計基準に合致する者を優先して「JASSO奨学金」の支援をします。**

※第二種奨学金在学採用の家計基準（参考 URL）※

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/kakei/zaigaku/index.html

※「JASSO 渡航支援金」の支給基準※

給与所得のみの世帯-----年間収入金額（税込）が 300 万円以下

給与所得以外の所得を含む世帯-----年間所得金額（必要経費等控除後） 200 万円以下

※所得証明書類※

市町村役場発行の所得証明書（課税証明書、非課税証明書）（写し可）

源泉徴収票の写し、確定申告書の写しは不可

対象：2021（令和3年）の所得

学生が独立生計者で所得が 48 万円未満の場合は、必要に応じて奨学金受給額証明書類や通帳の写しを提出する必要があります

なお、年収・所得をわざと低く見積もった虚偽の申告をし、奨学金の受給を受けていることが発覚した場合、同制度による奨学金の支給を取りやめ、支給済みの奨学金を返還して頂くこととなりますので、予めご了承ください。根拠書類の提出を求める場合もありますので、その際は速やかにご提出願います。

「JASSO 奨学金受給（見込）証明書」の発行が必要な場合は、「JASSO 奨学金受給（見込）証明書交付申請書【派】」を印刷して提出してください。

提出いただいた個人情報は海外留学支援制度（協定派遣）に関する業務のみに使用し、それ以外の目的には使用しません。

< 提出先・問合せ先 >

海外留学室（国際棟 1 階）

TEL: 052-789-4594 MAIL: abroad@iee.nagoya-u.ac.jp

< JASSO 奨学金に関する問合せ先 >

教育推進部学生交流課（国際開発研究科棟 1 階）

TEL: 052-789-5733 MAIL: exchange@adm.nagoya-u.ac.jp